

4. 持続的な林業経営を担う人材育成 及び体制整備

林業従事者が安心して林業作業に従事し、その能力を十分に発揮する上で、事業地の安定的な確保や、木材の販売先の確保が必要である。このため、施業の集約化や、適切な事業管理を行いつつ、安定した生産や販売、再造林を支える人材育成が重要である。

また、持続的な林業経営を長期にわたって行い得るよう、伐採跡地の再造林を着実に進め森林資源を保続させていくことが不可欠である。

以下では、持続的な林業経営を担う人材育成と、再造林による森林資源の保続を図るための体制整備について記述する。

(1) 持続的な林業経営を担う人材育成

(施業集約化を担う人材育成)

収益性を向上させ、経営を安定させるためには一定の事業量が必要である。また、雇用の安定のためにも、事業量の確保は欠かせない。我が国の私有林の所有構造は小規模・分散的であるため、森林所有者の協同組織である森林組合や、施業を受託する割合が高い林業経営体においては、施業の集約化により事業地を確保していくことが重要である。

施業の集約化に当たっては、林業経営体から個々の森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした施業提案書を提示し、施業を働きかける「提案型集約化施業」が行われている^{*60}。

提案型集約化施業によりまとまった施業団地を確保することは、高性能林業機械等の稼働率の向上のみならず、将来の施業を見据えた適切な路網の作設や、長期的な事業の見通しが可能となり、計画的な投資や生産性の向上に寄与する。

林野庁や都道府県は、この提案型集約化施業を担う「森林施業プランナー」を育成するための研修を実施し、一定の技能を持つ者について、森林施業プランナー協会が、森林施業プランナーの認定を行っ

ている。令和3(2021)年3月までに、2,405名が認定を受けており^{*61}、森林組合には、このうち1,985名が在籍している。

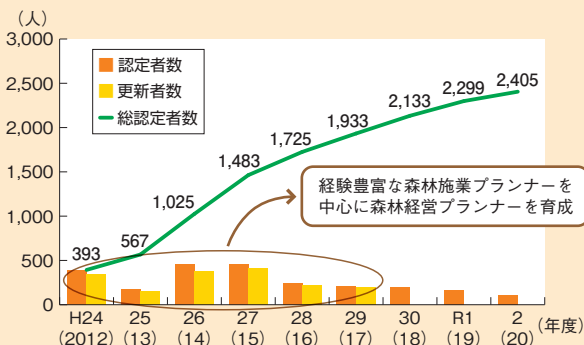
森林施業プランナーには、現場からの収益を最大化するコスト計算能力、施業団地の路網計画、森林計画制度等、森林施業に係る総合的な知識と経験が求められる。また、集落座談会の開催等を通じて森林所有者に森林施業の重要性を説明するなど、林業経営体と森林所有者をつなぐ役割も担っている。

森林施業プランナーの認定期間は3年であるが、9割の者が認定を更新しており、年々認定者数は増加している(資料 特1-44)。森林組合以外の民間事業体にも420名の森林施業プランナーが在籍しており、新たな施業技術を現場に導入しながら、活躍していくことが期待される。

(経営を担う人材育成、外部人材の活用)

人工林の過半が利用期を迎え、主伐が本格化していく中で、林業における最大の収入の機会である伐採による収入を高め、安定的に販売していくことは、持続的な経営や従事者の処遇改善に加え、再造林のための原資を確保する上で重要である。そのためには、持続的に森林資源を利用しつつ、地域を取り巻く経済動向や木材需要、社会情勢等を見据えた経営を行っていくことが必要となる。また、森林施業プランナーと連携して個々の施業団地に適した作業システムの選択や、個々の作業班や事業者との連携を

資料 特1-44 認定森林施業プランナー数の推移



資料：森林施業プランナー協会調べ。

^{*60} 提案型集約化施業は、平成9(1997)年に京都府の日吉町森林組合が森林所有者に施業の提案書である「森林カルテ」を示して森林所有者からの施業受託に取り組んだことに始まり、現在、全国各地に広がっている。

^{*61} 森林施業プランナー認定制度ポータルサイト「認定者一覧」

図ることも重要である。経営者層には、このような森林・木材の価値を最大化して循環型林業を目指し、実践していく人材が求められている。

このため、林野庁は、令和2（2020）年度から、これからの経営を担う人材として、「森林経営プランナー」の育成を開始し、人材育成を進めている。育成に当たった研修では、マーケティング、営業ネットワーク、労務・財務管理等を学ぶ一般科目に加え、木材需要の変化や森林・林業を取り巻く国際的な動向、主伐・再造林の先進事例等を学ぶ専門科目があり、持続的な循環型林業を目指す林業経営体の運営に必要な知識を広範に学ぶものとなっている。

輸入材や他の資材との競争があり過去のピーク時のような高い丸太価格が見込めない中、森林・木材の価値を最大化するためには、従来通りの丸太の売り方のみならず、地域ごと、林業経営体ごとの特性に合った木材の売り方、そのための森林づくりについて改善を重ねていくことが重要である。例えば、秋田県湯沢市を中心とする雪深い地域をエリアとする雄勝広域森林組合では、根曲がりによる材価への影響をできるだけ緩和するために根元を太らせるように、80年生を超える長伐期施業に取り組んでいる。今後、森林経営プランナーには、木材の価値を高めるような活躍が期待される。

また、内部の人材育成に加え、木材販売を含め経営強化のために外部人材の活用も考えられる。林業に関わる経営コンサルタント等の外部企業に、経営上の課題を相談し、人材育成、販路開拓等の経営改善に取り組む例もみられる。

さらに、令和2（2020）年5月28日に成立した「森林組合法の一部を改正する法律」（令和3（2021）年4月1日施行）により、森林組合には、販売事業等に関し実践的な能力を有する理事を1人以上配置することとされ、員外からの理事の確保も行いやすくなった。また、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないことへの配慮規定が設けられ、女性や若者など多様な背景を持つ者の参画による理事会の活性化が期待される^{*62}。

これまででも、他分野での実務経験のある者が森林

組合の組合長に就任後、異業種を含めた事業連携等、組合の経営改革を実施し、事業量・取扱高が飛躍的に上昇した事例がある。また、外部の流通事業者の協力を得ながら、効率的な運送により流通コストの削減を図った事例もみられる。

このように林業経営体内部での人材育成を進めつつ、外部人材の活用を組み合わせることにより、経営体制を強化し、製材工場等との安定的な取引や、海外輸出など新たな販路の開拓、コスト削減等、経営基盤の強化につながることが期待される。

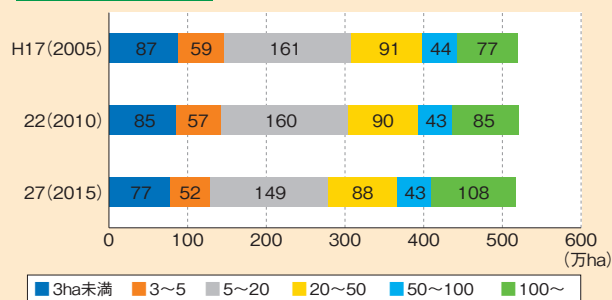
（2）森林資源及び林業経営の持続性を確保するための体制整備

（森林の所有や長期的な使用収益権の確保）

林業経営を長期に持続していくためには、間伐、主伐のどちらの場合でも次の収穫を見据えた施業を行うことが重要であり、一過性の収穫として施業を捉えてしまうと、将来を見通した選木や作業道の作設につながりにくい。林業経営を委託する場合でも、林業経営体が将来を見越して受託できることが重要である。森林を自ら所有し、又は長期間経営し得る権利を取得することにより、長期的な計画を立て、将来の収穫を見通すことや恒久的に使う路網の整備を進めていくことが可能となる。

林家^{*63}の保有山林面積の変化を農林業センサスでみると、林家全体の面積は変わらないものの、小規模林家の面積が減り、100haを超える所有者の面積は108万haと増加しており、大規模林家へ集約化されていく状況となっている（資料 特1-45）。

資料 特1-45 林家の保有山林面積



注：保有山林面積規模別の保有山林面積。
資料：農林水産省「農林業センサス」

*62 森林組合法の改正については、第Ⅱ章第1節(2)125-127ページを参照。

*63 保有山林面積が1ha以上の世帯。

また、林業経営体が主伐に伴い、森林を所有するケースもみられる。

森林所有者から森林施業を長期的に受託する場合は、森林経営計画を作成し、主伐後の再造林や間伐等の森林施業や路網整備に対する補助を活用することが有利となる。森林経営計画制度では、集約化により生産性を向上させるとともに、面的に森林整備が行われることを目指しているため、森林経営計画の作成には一定以上の面積が必要となるが、市町村森林整備計画において定められる区域内で30ha以上の森林を取りまとめた場合等に作成することも可能であり、森林組合によるもののほか、森林所有面積の小さい自伐林家が集まるなどして作成した例もみられる^{*64}。森林経営計画の認定作成面積は495万ha(令和元(2019)年度)となっている^{*65}。

さらに、平成31(2019)年4月から開始した森林経営管理制度は、所有者自らによる経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向を確認し、市町村が経営管理の委託を受け、林

業経営に適した森林を林業経営者に再委託することとしており、実際に委託も始まっている。これにより、林業経営体が主体となった集約化に加え、市町村が仲介役となった集約化も進むとともに、林業経営体が長期にわたる権限を確保することが可能になると期待される^{*66}。

(森林所有者への再造林の働きかけ)

我が国の人工林の半数が50年生以上となっている中、素材生産を行う林業経営体は自ら、又は造林事業者と連携して、主伐後の再造林を実施していくことが期待されている^{*67}。

この際、森林所有者に適切な更新を働きかけることが重要である。

これまで森林組合は、間伐の際に提案型集約化施業を行ってきたが、組合によっては、主伐の働きかけの際に再造林とその後の見直しについても示すなど、主伐・再造林型施業提案とも言うべき取組により地域の森林管理と安定的な事業確保を行うものも出てきている。

事例 特-10 造林事業を行う森林組合と素材生産事業者との連携

島根県は、平成28(2016)年9月に、伐採者と造林者が連携し、主伐の促進と伐採跡地の確実な更新を図るとともに、伐採と造林の一貫作業等による再造林等の低コスト化を推進していくことを目的に「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」を策定した。

造林事業を行う石央森林組合(島根県浜田市)は、このガイドラインに基づき、平成29(2017)年度に3社、平成30(2018)年度に3社、合計6社の素材生産業者と連携協定を締結し、令和元(2019)年度は7.65haの造林地全てで伐採と造林の一貫作業を実施した。

一貫作業の実施に当たっては、まず、森林組合が持つ森林簿等の情報と、素材生産業者が持つドローン撮影による森林の現況等の情報を共有、分析することで、伐採から再造林までの計画が共有できるようになった。

次に、森林所有者に対し、素材生産業者と森林組合が一体となって伐採・搬出・再造林の提案を行うことで、森林所有者の理解が深まり、森林経営計画の了解が得やすくなった。これにより、森林の適切な管理、事業地の確保、事務経費の軽減につながり、三者とも利点が生まれている。

一貫作業により再造林の労力も低減されており、今後も連携により適切な森林管理が行われることが期待される。

資料：岡本茂(2020)一貫作業による再造林の低コスト化への取組。森林計画研究会会報、478・479: 16-21。



素材生産事業者、森林所有者と、どのように更新を行うか打合せ

*64 一般社団法人全国林業改良普及協会「林業新知識」令和2(2020)年12月号: 8-15。

*65 森林経営計画については、第Ⅱ章第1節(4)131-132ページを参照。

*66 森林経営管理制度については、第Ⅰ章第2節(2)80-86ページを参照。

*67 森林経営管理法第36条第2項に規定する「経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること」については、主伐後の再造林の確保を判断項目の一つとしている。

例えば、当麻町森林組合(北海道)では、循環型林業の確立に向けた「長期ビジョン」を策定し、森林所有者に伐採の働きかけを行う際に、収入や費用、将来の収入見込み等を森林経営プラン書として示し、同意が得られたものについて、主伐、造林、下刈り等を順次実施している。さらに南佐久中部森林組合(長野県)は、分収林制度を導入し、収穫時の収益配分を森林所有者と取り決め、森林所有者の負担なしで再造林を進める取組を導入している^{*68}。

また、他の素材生産事業者が主伐を行う場合にも、素材生産事業者と連携し、伐採を開始する前に、森林所有者を交え、どのように更新を行うか打合せを行う取組も始まっている(事例 特-10)。

素材生産事業者の側でも、再造林に取り組むことが必要と考える動きがある。特に主伐が進んでいる宮崎県では、特定非営利活動法人ひむか維森の会が「伐採搬出ガイドライン」を作成し、責任ある素材生産事業体認証制度が運用されている。このガイドラインでは、伐採から植林まで自社で一貫して引き受ける体制を取るか、森林組合など造林事業体との連携体制を築くことを定めており、29事業体(令和2(2020)年)がガイドラインに基づく事業を行っているとして認証されている。この取組に対し、宮崎銀行は令和2(2020)年4月に林業者等の運転資金や設備資金として活用できる融資制度「SDGs林業応援ローン山のちから」を創設した。ガイドラインに基づく認証を受けた事業者等に対し金利優遇を行っており、再造林等の森林資源持続のための取組が、経営面でもメリットとなっている。

(苗木生産者との連携)

主伐後の再造林を着実にを行うためには、再造林面積に見合う苗木の確保が必要であり、苗木生産者との連携が欠かせない。主伐の増加に伴い造林面積の増加が見込まれるが、苗木生産者は小規模な者を中心に減少しており、苗木の安定供給体制の構築が重要である。

苗木生産には植付から出荷まで1～3年かかるため、苗木の安定供給を図るためには植付時点でどれくらいの需要が見込めるかの把握が重要となる。そ

のため、造林事業者・苗木生産者間での予約生産を行うなど、両者が連携する取組が始まっている。

(木材産業や木材利用者の再造林への貢献)

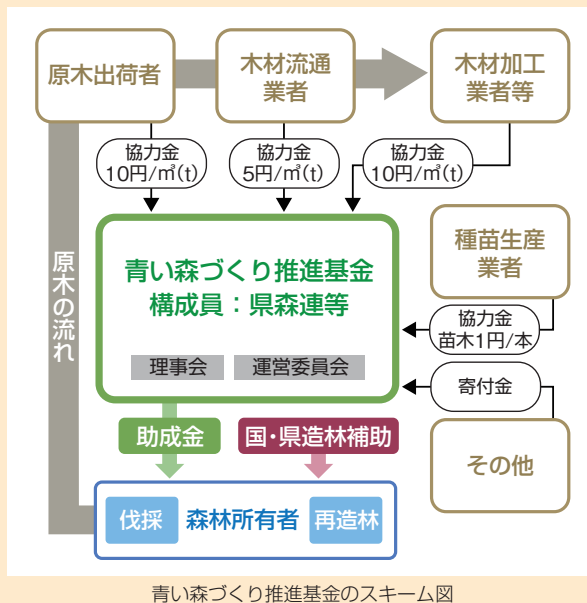
製材工場や木材市場等が持続的に原木を調達するため、各地で林業経営へ参入する動きや再造林を支援する動きがみられる。

例えば、製材・集成材生産を行う株式会社トーセン(栃木県矢板市)は、山林の買取・経営受託事業を展開し、条件によっては小面積から買取を行っている。所有・委託管理森林面積は、令和2(2020)年3月末には、栃木県を中心に3県で667haまで拡大し、伐採した木材は自社で利用し、伐採後は再造林を行っている。

住宅メーカーのタマホーム株式会社は、国産材の使用比率を高める中で、木材流通を通じて各地の森林組合等と関係を深め、大分県や宮崎県、栃木県において再造林に関わる協定を結び、花粉の少ない苗木の植林への支援を進めており、令和2(2020)年度までに約1,800haの造林を支援してきた。

また、青森県では、再造林を促進するため、木材の生産、流通、利用に関わる事業者が原木取扱量に応じた協力金を拠出して「青い森づくり推進基金」を創設し、再造林や下刈りを行う森林所有者に対し、コストの10%を助成している(資料 特1-46)。

資料 特1-46 再造林を促進する基金の仕組み



*68 令和2(2020)年7月11日付け日刊木材新聞2面

同様の取組は、北海道、岩手県、山形県、大分県等でも始まっている。

これらの動きは、関係者それぞれが事業を今後とも安定的に展開していくためには、我が国の森林資源を適切に保続していくことが欠かせないという意識の高まりによるものと考えられ、今後さらに広がっていくことが期待される。

